

令和4年12月16日

業者各位

契約課長

技術者の専任要件の見直しについて

建設業法施行令の一部を改正する政令が令和5年1月1日に施行されることを受け、技術者の専任要件を次のとおり見直します。

1 技術者の専任要件

| | 改正前 | 改正後 |
|-------------|---|---|
| 建築一式工事以外の工事 | ・ 予定価格 3,500万円以上 | ・ 予定価格 4,000万円以上 |
| 建築一式工事 | ・ 予定価格 7,000万円以上 又は ・ 下請代金額 6,000万円以上 | ・ 予定価格 8,000万円以上 又は ・ 下請代金額 7,000万円以上 |

※監理技術者の配置は、現状とおりのすべての業種で予定価格6,000万円以上となります。

※その他、建設業法施行令による。

2 適用日

令和5年1月1日以降の入札公告から適用する。

(適用日前に公告を行った工事については、従前の例による)